

○松江市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

平成20年6月26日

松江市規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市ひとにやさしいまちづくり条例（平成20年松江市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(特別特定施設)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、別表第1特定施設の欄に掲げる施設のうち、同表特別特定施設の欄に掲げる施設とする。

(特定車両等)

第4条 条例第2条第6号の規則で定める一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第1項第12号に規定する鉄道事業の用に供する旅客車
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）
- (3) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (4) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

(特定工作物)

第5条 条例第2条第7号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 信号機
- (2) 公衆電話所
- (3) 乗合自動車の停留所
- (4) 案内標識（道路法（昭和27年法律第180号）第45条第1項に規定する道路標識を除く。）
- (5) 現金自動支払所
- (6) 自動販売機

(整備基準)

第6条 条例第13条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(特別特定施設の新築等の届出)

第7条 条例第17条の規定による届出は、当該工事の着手予定日の21日前までに、特別特定施設新築等届出書（様式第1号）に、施設整備項目調書（様式第2号）及び別表第3に掲げる図書を添えて行うものとする。

(変更の届出)

第8条 条例第17条後段の規定による届出の内容の変更の届出は、あらかじめ特別特定施設新築等変更届出書（様式第3号）に施設整備項目調書及び別表第3に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて行うものとする。

2 条例第17条後段の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準が適用されない部分の工事の内容の変更
- (2) 工事の着手又は完了の予定年月日に係る変更

(工事完了の届出)

第9条 条例第20条第1項の規定による工事完了の届出は、特別特定施設新築等完了届出書（様式第4号）により行うものとする。

(適合状況の報告)

第10条 条例第21条第1項の規定による適合状況の報告は、特別特定施設適合状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第23条第1項の規定による公表は、市広報及び市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第24条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第6号)によるものとする。

(特例)

第13条 条例第25条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (2) 土地開発公社
- (3) 公益財団法人松江市観光振興公社

(書類の提出部数)

第14条 条例の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

(組織)

第15条 条例第33条第1項に規定するひとにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)は、15名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第16条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営)

第19条 会議は公開とする。ただし、会長は、会議の公正で円滑な運営が損なわれるおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるときは、出席者の3分の2以上の同意を得て、これを公開しないことができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(雑則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる推進会議の会議は、第18条の規定に

かかわらず、市長が招集する。

附 則（平成20年11月12日松江市規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月6日松江市規則第67号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日松江市規則第21号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月28日松江市規則第35号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日松江市規則第8号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日松江市規則第25号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日松江市規則第25号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月26日松江市規則第44号）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

1 建築物

区分	特定施設	特別特定施設
医療施設	病院、診療所	全ての施設
薬局	薬局	用途面積が100平方メートル以上の施設

興行施設	劇場、映画館、観覧場及び演芸場、その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設
集会場	公民館、冠婚葬祭施設、研修施設	全ての施設
展示施設	展示場、資料館、その他これらに類する施設	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗、給油取扱所	用途面積が300平方メートル以上の施設
卸売市場	卸売市場	
宿泊施設	旅館業（下宿営業を除く。）の施設	1棟当たりの用途面積が500平方メートル以上の施設
社会福祉施設等	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設及び知的障害者援護施設、児童福祉施設、隣保館、その他これらに類する施設	全ての施設
体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、ゴルフ場、スケート場及びスポーツの練習場、その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設
遊興施設	ぱちんこ屋、カラオケボックス	用途面積が500平方メートル

	ス、その他これらに類する施設	以上の施設
文化施設	図書館、博物館、その他これらに類する施設	全ての施設
公衆浴場	公衆浴場	全ての施設
飲食店	食堂、レストラン、喫茶店等飲食業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上の施設
理容所及び美容所	理容所、美容所	用途面積が50平方メートル以上の施設
金融機関等の施設	農林中央金庫の事務所、株式会社商工組合中央金庫の事務所、農業協同組合又は農業協同組合連合会の事務所、金融商品取引所の本店、支店その他の営業所、水産業協同組合の事務所、信用協同組合の事務所、信用金庫の事務所、労働金庫の事務所、銀行の本店、支店その他の営業所	全ての施設
通信施設	日本郵便株式会社の事務所又は営業所	全ての施設
公共交通機関の施設	鉄道の旅客駅、港湾旅客施設、バスターミナル	全ての施設
サービス業を営む	質屋の営業所、クリーニング	用途面積が100平方メートル

店舗等	所（洗濯物の処理のみを行うものを除く。）、貸衣装屋、旅行代理店、飼育動物診療施設、学習塾、華道教室、囲碁教室等、その他これらに類する店舗	以上の施設
公衆便所	公衆便所	全ての施設
駐車場	一般の用に供する自動車駐車施設	駐車のに供する部分が500平方メートル以上の施設
官公庁の施設	国、地方公共団体又は第13条で規定する者が事務を処理するために使用する庁舎その他の施設	全ての施設
事務所	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
火葬場	火葬場	全ての施設
学校等	学校、専修学校、各種学校自動車教習所、公共職業能力開発施設、その他これらに類する施設	全ての施設
共同住宅	共同住宅、寄宿舍等	戸数又は室数が30以上の施設
工場等	工場、研究所、その他これに類する施設	用途面積が3,000平方メートル以上の施設

観光施設	観光案内所、その他の観光施設	全ての施設
公共用歩廊	公共用歩廊	全ての施設
上記に掲げる施設が複合的に存在する施設（共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含むものに限る。）		用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上の施設

2 建築物以外の施設

区分	特定施設	特別特定施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）	全ての施設
公園等	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園又は緑地 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第15号に規定する特定公園施設
建築物以外の路外駐車場	路外駐車場のうち建築物、公園でないもの	駐車のに供する部分の面積が500平方メートル以上の施設

備考

- 1 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、同法第3

条第1項各号に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物以外の建築物をいう。

2 用途面積とは、特定施設の用途に供する部分の床面積（増築等の場合にあっては、別表第2に定める整備基準に係る増築等に係る部分の床面積）の合計をいう。

3 増築等とは、増築、改築、建築基準法第2条第14号の大規模の修繕及び同条第15号の大規模の模様替えをいう。

別表第2（第6条関係）

1 建築物

	整備項目	整備基準
1	廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。 イ 自動車駐車場、学校等（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。）及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面

		<p>に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>
2	階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 自動車駐車場、学校等及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の</p>

		<p>部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
3	<p>階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p> <p>オ 自動車駐車場、学校等及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつ</p>

		<p>ては、傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合、その他視覚障害者の誘導上支障がない場合はこの限りでない。</p>
4	便所	<p>(1) 利用者の用に供する便所は、当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件(令和6年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。)に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1(男子用及び女子用の区別がある場合)あつては、それぞれ1)以上は、次に定める構造とすること(共同住宅等を除く。)。ただし、国土交通省告示に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして、</p>

次に定める構造の便房(イ及び7の項において「車椅子使用者用便房」という。)を1以上設けること。

(ア) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

(イ) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。

ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。

(ア) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。

(イ) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。

(3) (1)の規定により設ける便所のうち1(男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1)以上には、洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること(共同住宅等を除く。)

(4) (1)の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること(共同住宅等を除く。)

(5) 医療施設、興業施設、集会場、物品販売業を営む

		<p>店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所、官公庁の施設及び観光施設にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 医療施設、興業施設、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、公共交通機関の施設及び観光施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5	自動車駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する自動車駐車場には、次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）に定</p>

		<p>める場合に該当する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 当該自動車駐車場に設ける駐車施設の数(当該自動車駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該自動車駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>イ 当該自動車駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
6	敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、</p>

		<p>色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>
7	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の経路（以下「移動等円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上を、移動等円滑化された経路にすること（学校等を除く。）。</p> <p>ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行施設等又は集会場の客席である場合にあっては当該客席の出入口と11の項の(3)の構造の車椅子使用者が客席として利用できる部分（同項において「車椅子使用者用客席部分」という。）との間の経路（イ及びウにおいて「車椅子使用者用経路」という。）を含み、直接地上へ通</p>

ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウの（ア）の規定により設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が11の項の興行施設等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が11の項の興行施設等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。

ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造
その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる
構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等に係
るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住
宅等以外の特定施設に係るもの、3室以下の専用のも
の又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあっ
ては、120センチメートル）以上とすること。

(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障が
ない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造
その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる
構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代
わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項
に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、階段に代わるものにあっては120セン
チメートル以上、階段に併設するものにあっては90
センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、

高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（かに規定するものを除く。この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること（共同住宅等を除く。）。

(ア) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車部分がある階及び地上階に停止すること。

(イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(ウ) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(エ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(オ) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(カ) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(キ) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

(ク) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、(ア)から(キ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること(駐車場に設けるものは除く。)

a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

b 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(ケ) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、(ア)から(ク)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。

a 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

c 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。

d 籠内には、手すりを設けること。

カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造及び使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とすること。

キ 当該利用円滑化された経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の特定施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。

(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者及びつえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。

		<p>(オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) (1) のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により (2) のキの規定によることが困難である場合における (1) 及び (2) の規定の適用については、(1) のア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
8	案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターそ</p>

		<p>の他の昇降機又は便所の配置を次に定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字並びにア及びイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
9	案内設備までの経路	<p>(1) 自動車駐車場、学校等及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、道等から8の項の(2)による設備又は同項の(3)による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色彩又は彩度の差が大きいこ</p>

		<p>と等により容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分(ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>
10	浴室	<p>病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1以上(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1以上)の浴室(共同のものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なも</p>

		のとすること。
11	客席	<p>(1) 興行施設等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 興行施設等又は集会場の客席には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用客席部分を設けること。</p> <p>ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該客席に設ける座席の数の200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(3) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p> <p>エ 車椅子使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の（2）のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p>

		<p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ウ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路（(2)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
12	授乳所その他これに類するもの（以下「授乳所等」という。）	<p>興業施設、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は文化施設で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子・父子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあつては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を</p>

		<p>設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの イ 手洗設備 ウ 給湯器 エ 椅子
13	客室	<p>宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出入口は、次に定める構造であること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 ウ 次に定める構造の便所を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。 (イ) 便所内に設ける洗面器は、4の項の(1)のウに定めるものとする。 (ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。 エ 次に定める構造の浴室を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。 (イ) 10の項のイ及びウに定める構造とすること。

14	更衣室及びシャワー室	<p>体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1以上）の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の（2）のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 壁には、手すりを設けること。</p> <p>エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
15	レジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）及び改札口	<p>1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p>
16	案内板	<p>特定施設全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板は、次に定める構造（直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合にあつては、アに定める構造）とすること。</p> <p>ア 文字等は、地色と明度の差が大きい色とすること等により読みやすいものとする。</p> <p>イ 点字等による表示をすること。</p>

17	標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。</p>
----	----	--

2 道路（市道を除く。）

整備項目			整備基準
1	歩道等	(1) 歩道	<p>ア 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>イ アの規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、アの規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。</p>
		(2) 有効幅員	<p>有効幅員は次のとおりとすること。</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い場合3.5</p>

		<p>メートル以上、その他の道路は2メートル以上とする。</p> <p>イ 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い場合4メートル以上、その他の道路は3メートル以上とする。</p> <p>ウ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>エ (1) アの規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、前号までの規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員は、1.5メートルまで縮小することができる。</p>
	(3) 舗装	<p>舗装は次のとおりとすること。</p> <p>ア 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 歩道等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p>
	(4) 勾配	<p>勾配は次のとおりとすること。</p> <p>ア 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下と</p>

		<p>することができる。</p> <p>イ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、（3）の項アのただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p>
(5)	歩道等と車道等の分離	<p>歩道等には車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自動車道に接続して縁石線を設けるものとする。</p> <p>ア 歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。</p> <p>イ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。</p>
(6)	高さ	<p>高さは次のとおりとすること。</p> <p>ア 歩道等（採石を除く。）の車道等に対する高さは、2センチメートルを標準とするものとする。</p> <p>イ アの高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。</p>
(7)	横断歩道に	<p>横断歩道に接続する歩道等の部分は次のとおりとすること。</p>

		<p>接続する歩道等の部分</p> <p>ア 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。</p> <p>イ アの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とするものとする。</p>
		<p>(8) 車両乗り入れ部</p> <p>車両乗り入れ部は次のとおりとすること。</p> <p>ア (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち(4)の項のイの規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。</p> <p>イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、アの規定の適用については、当分の間、「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。</p>
2	立体横断施設	<p>(1) 立体横断施設</p> <p>立体横断施設は次のとおりとすること。</p> <p>ア 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。</p> <p>イ 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>ウ イに規定するもののほか、移動等円滑化された立体</p>

		<p>横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。</p> <p>エ 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1の(2)の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員1メートルまで縮小することができる。</p>
	<p>(2) エ レベーター ー</p>	<p>移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>ア 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路</p>

の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、
イの規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

カ 籠内に手すりを設けること。

キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ケ 籠内に、籠が到着する階及び籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口

		<p>の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>
	<p>(3) 傾斜路</p>	<p>移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。</p> <p>ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面で</p>

		<p>ある場合においては、この限りでない。</p> <p>ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。</p>
	<p>(4) エ スカレーター</p>	<p>移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>ア 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。</p> <p>エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。</p>

		<p>キ 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。</p>
(5)	通路	<p>移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>ア 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>
(6)	階段	<p>移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p>

		<p>エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 路面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。</p> <p>サ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
3	乗合自動車の停留所	<p>乗合自動車の停留所は次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道</p>

			<p>等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。</p> <p>(2) 乗合自動車の停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
4	自動車 駐車場	(1) 障害者用駐車施設	<p>ア 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という）を設けるものとする。</p> <p>イ 障害者用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を越える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じた数に2を加えた数以上とするものとする。</p> <p>ウ 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(ア) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
		(2) 障害者用停車	<p>ア 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車</p>

		車施設	<p>の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>（ア） 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>（イ） 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>（ウ） 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
	(3) 出入口		<p>自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使</p>

		<p>用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p>
(4)	通路	<p>障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>ウ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p>
(5)	エレベーター	<p>ア 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ アのエレベーターのうち1以上のエレベーターは、(4)の項に規定する出入口に近接して設けるものとする。</p> <p>ウ 2の項の(2)アからエまでの規定は、アについて準用する。</p> <p>エ 2の項の(2)の規定は、イについて準用する。</p>
(6)	傾	2の項の(3)の規定は、(5)の傾斜路について準用す

	斜路	る。
(7)	階段	2の項の(6)の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。
(8)	屋根	屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び(4)に規定する通路には、屋根を設けるものとする。
(9)	便所	<p>ア 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(ア) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(イ) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(ウ) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>(エ) (ウ)の規定により設けられる小便器には手すりを設けること。</p> <p>イ 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(ア) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利</p>

用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

ウ イ(ア)の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(ア) (4)の項に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同項に定める構造とすること。

(イ) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(ウ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エ) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(オ) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(カ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

エ イ(ア)の便房は、次に定める構造とするものとする。

			<p>る。</p> <p>(ア) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(イ) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(ウ) 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>オ ウ(イ)、(オ)及び(カ)の規定は、エの便房について準用する。</p> <p>カ ウ(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(カ)並びにエ(イ)から(エ)までの規定は、イ(イ)の便所について準用する。この場合において、エ(イ)中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
5	移動等円滑化のために必要なその他の施設等	(1) 案内標識	<p>ア 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要のある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活において利用すると認められる官公庁の施設、社会福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。</p> <p>イ アの案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p>
		(2) 視	<p>ア 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所</p>

<p>覚障害者 誘導用ブ ロック</p>	<p>の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設するものとする。</p> <p>イ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面と輝度比が大きいことにより当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。</p> <p>ウ 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p>
<p>(3) 休 憩施設</p>	<p>歩道等には、適当な間隔でベンチ及び上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存在する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>(4) 照 明施設</p>	<p>ア 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保されている場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車</p>

		場の路面照度が十分に確保されている場合においては、この限りでない。
	(5) 防雪施設	歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

3 公園（市が設置する都市公園を除く。）

整備項目		整備基準
1	園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する都市公園の出入口と公園施設（屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識）その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下「屋根付広場等」という。）との間の経路及び駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場については、経路のうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 車止めのための柵を設ける場合においては、当該車止め間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p>

		<p>エ 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p>
	<p>(2) 通路</p>	<p>ア 路面は、滑りにくい仕上げがなされているもの。</p> <p>イ 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>カ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設として設けられた屋根付</p>

		<p>広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>
	<p>(3) 階段 [その踊場を含む。以下同じ。]</p>	<p>ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>キ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもって</p>

		これに代えることができる。
	(4) 傾斜路〔階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。〕	<p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
2	屋根付広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない</p>

		<p>場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
3	<p>休憩所及び・管理事務所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構</p>

		<p>造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の項の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 本項目の規程は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
4	<p>野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、2の項アの出入口の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び本項目4の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p>

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得

		<p>た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の項の基準に適合するものであること。</p> <p>オ 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（ア） 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>（イ） 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>（ウ） 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(2) 本項目の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>
5	自動車駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する自動車駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の駐車スペースを設けなければならない。</p>

		<p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。</p>
6	便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p>

(3) (2) のアに規定する便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ) に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況やその他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(オ) 戸を設ける場合、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) (2) のアに規定する便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

		<p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3) のアの(ア)から(ウ)及び(オ)並びに(4)のイからエまでの規程は、(2)のイの便所について準用する。この場合において(4)のイ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
7	水飲み場、手洗い場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p> <p>(2) この規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</p>
8	掲示板及び標識	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(2) この規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。</p> <p>(3) 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合</p>

は、そのうち1以上は、出入口の付近に設けなければならない。

4 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	<p>(1) 路外駐車場には、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ (3) に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>(4) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p>

ア 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

イ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。

(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の回転に支障がない場所を設けること。

エ 当該路上駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾

	<p>斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) この規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。</p>
--	---

別表第3（第7条、第8条関係）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、通路、駐車場、側溝、排水桝、移動等円滑化された経路上の門、スロープ、段差の位置及び寸法
	各階平面図	縮尺、間取、各室の用途、床の高低並びに出入口、廊下、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法の詳細
道路	位置図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所的位置、寸法及び土地の高低
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物

		の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要な施設の位置及び寸法
建築物以外の	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
路外駐車場	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低並びに敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

住所
〔届出者〕氏名
(法人の場合にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

〔連絡先〕

特別特定施設新築等届出書

松江市ひとにやさしいまちづくり条例(平成20年松江市条例第36号)第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特別特定施設の所在地								
特別特定施設の種類の		1 建築物 2 道路 3 公園 4 建築物以外の路外駐車場						
工事種別		1 新築又は新設 2 増築又は増設 3 改築又は改修 4 用途の変更 5 大規模の修繕 6 大規模の模様替						
特別特定施設の概要	建築物	名 称		主要用途				
		構 造		階数		地上 階・地下 階		
		延べ面積	用途区分	新築等の部分	既存の部分	合 計		
				m ²	m ²	m ²		
				m ²	m ²	m ²		
				m ²	m ²	m ²		
			その他用途	m ²	m ²	m ²		
		合 計	m ²	m ²	m ²			
		共同住宅	戸数・室数		戸・室			
		路外駐車場	用途面積	m ²	駐車台数	台		
		道 路	延長 幅員	m(うち歩道延長 m(うち歩道幅員		m)		
		公 園	名称	種類	面積			
建築物以外の路外駐車場	名称	駐車台数	台					
		用途面積	m ²					
工事予定年月日	着手	年月日	完了	年月日				

注1 施設整備項目調書(様式第2号)及び別表第3に掲げる図書を添付してください。

2 正本1部及び副本1部を提出してください。

3 「特別特定施設の種類の」欄及び「工事種別」欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第2号(第7条関係)

施設整備項目調書(建築物)

1 建築物の概要

建築物の名称			主要用途		
建築物の所在地			階数	地上	階 地下 階
工事種別	1 新築又は新設 2 増築又は増設 3 改築又は改修 4 用途の変更 5 大規模の修繕 6 大規模の模様替				
階別	用途	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床面積合計	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
合計		m ²	m ²	m ²	

2 建築物の整備状況

[記入上の注意]

1 用途・面積等により整備項目について整備基準の適用を受けない場合は、整備項目欄の「除外」に○を付けてください。

2 備考欄については、用途・面積等により整備基準欄の各整備基準の適用を受けない場合は「除

外」に、別表第2の1の表各項におけるただし書に該当する場合は「免除」に○を付けてください。

整備項目	整備基準	整備状況	備考
廊下等	1 滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	2 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
階段	1 手すりの設置(踊場を除く。)	適・否	
	2 粗面で滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすい段の色	適・否	
	4 つまづきにくい構造	適・否	
	5 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
	6 主たる段階における回り階段の禁止	適・否	免除

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 手すりの設置(勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分に限る)		適・否	除外	
	2 粗面で滑りにくい材料による表面の仕上げ		適・否		
	3 識別しやすい路面の色		適・否		
	4 両側に5cm以上の側壁等の設置		適・否		
	5 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設		適・否	除外・免除	
便所	1 不特定多数の者が利用する便所の設置数		適・否 (箇所)	除外	
	2 車椅子使用者用便所の設置数		箇所	除外	
	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保		適・否	
		イ 腰掛便座、及び手すり等の配置		適・否	
	(2) 車椅子使用者用便所を設置した旨の表示		適・否		
	3 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ		適・否	
		イ 操作が容易な給水栓の設置		適・否	
	4 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外	
	5 床置き小便器等及び手すりの設置		適・否	除外	
	6 乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外・免除	
7 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外		
8 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外		
自動車駐車場 [除外]	1 駐車施設の総数		台		
	2 車椅子使用者用駐車施設の設置数		適・否 (台)		
	3 車椅子使用者用駐車施設の構造	(1) 幅350cm以上		cm	
		(2) 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示		適・否	
(3) 駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置			適・否		
敷地内の通路	1 粗面で滑りにくい材料による路面の仕上げ		適・否		
	2 段の構造	(1) 手すりの設置		適・否	
		(2) 識別しやすい段の色		適・否	
		(3) つまづきにくい構造		適・否	

	3 傾斜路の構造	(1) 手すりの設置	適・否	除外
		(2) 識別しやすい踏面の色	適・否	
		(3) 両側に5cm以上の側壁等の設置	適・否	
移動等円滑化経路 [除外]	1 階段又は段の禁止		適・否	免除
	2 出入口	(1) 幅80cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	3 廊下等	(1) 幅160cm以上(用途面積が2,000m ² 未満の特定施設の場合は、120cm以上)	cm	
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否	除外
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	4 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る)	(1) 幅120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)	cm	
		(2) 勾配1/12以下(高低差が16cm以下の場合は、1/8以下)	1/	
		(3) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外
	5 エレベーター	(1) 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階への停止	適・否	除外
		(2) 籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上	cm	
		(3) 籠の奥行き135cm以上	cm	
		(4) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上	cm	
(5) 乗降ロビーは高低差がないこと。		適・否		
(6) 籠内及び乗降ロビーにおける車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置		適・否		
(7) 籠内における停止階及び現在位置の表示装置の設置		適・否		

		(8) 乗降ロビーにおける到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	適・否	
	(9) 用途面積1,000m ² 以上の場合	ア 籠内における到着階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	適・否	除外
		イ 籠内及び乗降ロビーにおける視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	適・否	
		ウ 籠内又は乗降ロビーにおける籠の昇降方向を音声で知らせる装置の設置	適・否	
		(10) 用途面積2,000m ² 以上の場合	ア 籠の幅140cm以上	
	イ 車椅子が転回できる構造	適・否		
	ウ 戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置	適・否		
	エ 籠内に、手すりの設置	適・否		
6 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	(1) エレベーターの場合	ア 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否	
		イ 籠の床面積0.84m ² 以上	m ²	
		ウ 籠の十分な床面積の確保	適・否	
	(2) エスカレーターの場合	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適・否	
7 敷地内の通路	(1) 幅160cm以上(用途面積が2,000m ² 未満の特定施設等の場合は、120cm以上)		cm	

		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否		
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外	
		(4) 戸の前後に高低差がない	適・否	除外	
		(5) 排水溝の設置の禁止	cm	免除	
	(6) 傾斜路の構造	ア 幅120cm以上 (段に併設する場合は、90cm以上)	cm		
		イ 勾配1/12以下 (高低差が16cm以下の場合は、1/8以下)	1/		
		ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 (勾配が20分の1を超えるものに限る)	適・否	除外	
案内設備	1	エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者駐車施設の配置を表示した案内設備の設置	適・否		
	2	文字等の浮き彫り、音による案内及び点字その他の設備の設置	適・否		
案内設備 までの経路 [除外]	1	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備の設置	適・否	免除	
	2	車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適・否		
	3	段又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分への点状ブロック等の敷設	適・否		
浴室 [除外]	1 脱衣室及び洗い場の出入口	ア 幅80cm以上	cm		
		イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否		
		ウ 戸の前後に高低差がない	適・否		
	2	脱衣室、洗い場及び浴槽	手すりの設置	適・否	
	3	操作が容易な給水栓の設置	適・否		
	客席 [除外]	1	集団補聴装置の設置	有・無	
2		興行施設等又は集会場の固定式椅子の数	席		
3		車椅子使用者用客席部分の設置数	適・否 (席)		
		(1) 幅90cm以上かつ奥行き135cm以上	cm× cm		

	4 車椅子使用者用客席部分の構造	(2) 表面は、平たんかつ粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否		
		(3) 床は、水平とすること。	適・否		
		(4) 車椅子使用者用客席部分である旨の表示	適・否		
5 出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	(2) 傾斜路及び踊場の構造	(1) 幅120cm以上	cm		
		ア 勾配1/12以下(高低差が16cm以下の場合は、1/8以下)	1/	除外	
		イ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(勾配が20分の1を超えるものに限る)	適・否	除外	
		ウ 手すりの設置(勾配が)1/12を超え又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に限る)	適・否	除外	
	6 出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置		適・否		
授乳所等 [除外]	1 乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置		適・否		
	2 手洗い設備の設置		適・否		
	3 給湯器の設置		適・否		
	4 いすの設置		適・否		
客室 [除外]	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外	
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外	
	2 十分な床面積の確保		適・否		
	3 便所の構造	(1) 車椅子使用者用便房の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	
			イ 腰掛便座及び手すり等の設置	適・否	
		(2) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
イ 操作が容易な給水栓の設置			cm		

		(3) 便所及び便房の出入口の構造	ア 幅80cm以上	適・否	
			イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
			ウ 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	
	4 浴室の構造	(1) 脱衣室及び洗い場の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
			イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
			ウ 戸の前後に高低差がない	適・否	
		(2) 脱衣室、洗い場及び浴槽の構造	手すりの設置	適・否	
		(3) 操作が容易な給水栓の設置		適・否	
脱衣室及びシャワー室 [除外]	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上		cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否	
		(3) 戸の前後に高低差がない		適・否	
	2 十分な床面積の確保		適・否		
	3 手すりの設置		適・否		
	4 操作が容易な給水栓の設置		適・否		
レジ通路及び改札口	1 幅80cm以上			cm	
	2 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。			適・否	
	3 床は、水平とする。			適・否	
案内板	1 読みやすい文字等による表示			適・否	
	2 点字等による表示			適・否	除外
標識	1 見やすい位置の設置			適・否	
	2 表示すべき内容が容易に識別できるもの			適・否	

様式第2号その2(第7条関係)

施設整備項目調査書(道路)

道路の名称	線	道路の延長	m
道路の所在地			
道路の種類			

整備項目		整備基準	整備状況
歩道等	有効幅員	1 歩道の有効幅員200cm以上(当分の間150cm以上)	cm
		2 自転車歩行車道の有効幅員300cm以上	cm
	舗装	1 平坦で、滑りにくく、水はけの良い仕上げ	適 ・ 否
		2 縦断勾配は8%以下	適 ・ 否
		3 横断勾配は2%以下	適 ・ 否
	歩道等と車道等の分離	1 歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さ15cm以上	cm
	高さ	1 歩道等の車道等に対する高さ2cm	適 ・ 否
	横断歩道に接続する歩道等の部分	1 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は2cm	適 ・ 否
		2 車椅子使用者が円滑に転回できる構造	適 ・ 否
	車両乗り入れ部	1 有効幅員200cm以上(当分の間100cm以上)	cm
立体横断施設	立体横断施設	1 エレベーター又は傾斜路の設置	適 ・ 否
		2 歩道の有効幅員100cm以上	cm
	エレベーター	1 籠の内法幅、内法奥行きとも150cm以上	cm
		2 籠の内法幅 140cm以上、内法奥行き1.35cm以上(出入口が複数あるものに限る)	cm× cm
		3 籠及び昇降路の出入口の有効幅90cm以上	cm
		4 籠及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上(有効幅員を100cmまで縮小した場合)	cm
		5 籠及び出入口を確認するための鏡の設置	適 ・ 否
		6 籠及び昇降路の出入口の戸について、籠外から籠内が視覚的に確認できる	適 ・ 否
		7 籠内への手すりの設置	
		8 籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能	適 ・ 否
		9 籠内における停止階及び現在位置の表示装置の設置	適 ・ 否
		10 籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声装置の設置	適 ・ 否
		11 車椅子使用者が円滑に操作できる位置の操作盤の設置	適 ・ 否
12 視覚障害者が容易に操作できる構造の操作盤	適 ・ 否		

	13 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅、有効奥行きとも150cm以上	cm
	14 到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	適 ・ 否
傾斜路	1 有効幅員100cm以上	cm
	2 縦断勾配8%以下	適 ・ 否
	3 横断勾配は設けない	適 ・ 否
	4 二段式の手すりの設置	適 ・ 否
	5 手すり端部に点字表示	適 ・ 否
	6 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	適 ・ 否
	7 勾配部分を容易に識別できる	適 ・ 否
	8 両側に立ち上がり部及び柵等の設置	適 ・ 否
	9 高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置	適 ・ 否
エスカレーター	1 上り専用と下り専用のものをそれぞれ設置	適 ・ 否
	2 踏み段の表面及びくし板の滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	3 3枚以上の踏み段を同一平面上に配置	適 ・ 否
	4 踏み段相互の境界が容易に識別できるもの	適 ・ 否
	5 くし段と踏み段との境界が容易に識別できるもの	適 ・ 否
	6 エスカレーターへの進入の可否が表示された歩道等及び通路	適 ・ 否
	7 踏み段の有効幅は60cm以上	cm
通路	1 有効幅員は200cm以上	cm
	2 縦断勾配や横断勾配は設けない	適 ・ 否
	3 両側に二段式の手すり	適 ・ 否
	4 手すりの端部に点字表示	適 ・ 否
	5 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	適 ・ 否
	6 両側に立ち上がり部及び柵等の設置	適 ・ 否
階段	1 有効幅員150cm以上	cm
	2 両側に二段式の手すり	適 ・ 否
	3 手すりの端部に点字表示	適 ・ 否
	4 回り段としない	適 ・ 否
	5 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	適 ・ 否
	6 段を容易に識別できるもの	適 ・ 否
	7 つまづきにくい構造	適 ・ 否
	8 両側に立ち上がり部及び柵等の設置	適 ・ 否
	9 柵等の設置(階段の下面と歩道等の路面との間が250cm以下の歩道等の部分への侵入を防ぐ場合)	cm
	10 踊場の設置(高さが300cmを超える場合)	適 ・ 否
	11 踏み幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上	cm

バスの停留所	1 歩道の車道に対する高さは15cm	cm	
自動車駐車場	障害者用駐車施設	1 駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上(全駐車台数が200以下の場合)	台
		2 駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上(全駐車台数が200を越える場合)	台
		3 駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離が短い	適 ・ 否
		4 有効幅は350cm以上	cm
		5 障害者用である事を見やすいように表示	適 ・ 否
	障害者用停車施設	1 停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離が短い	適 ・ 否
		2 有効幅、有効奥行きとも150cm以上	cm
		3 障害者用である事を見やすいように表示	適 ・ 否
	出入口	1 有効幅は90cm以上(1以上の出入口は120cm以上)	cm
		2 戸の有効幅は120cm以上	cm
		3 車椅子利用者が円滑に開閉して通過できる構造(1以上の出入口は自動的に開閉する構造)	適 ・ 否
		4 段差が無い	適 ・ 否
	通路	1 有効幅員は200cm以上	cm
		2 段差が無い	適 ・ 否
		3 平坦で、かつ、滑りにくい仕上げ	適 ・ 否
	エレベーター	1 1以上のエレベーターを出入口に近接して設ける	適 ・ 否
		2 籠の内法幅、内法奥行きとも150cm以上	cm
		3 籠の内法幅 140cm以上、内法奥行き1.35cm以上(出入口が複数あるものに限る)	cm× cm
		4 籠及び昇降路の出入口の有効幅90cm以上	cm
		5 籠及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上(有効幅員を100cmまで縮小した場合)	cm
		6 籠及び昇降路の出入口の戸について、籠外から籠内が視覚的に確認できる	適 ・ 否
7 籠及び出入口を確認するための鏡の設置		適 ・ 否	
8 籠内及び昇降路における車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置		適 ・ 否	
9 籠内における停止階及び現在位置の表示装置の設置		適 ・ 否	
10 籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖音声装置の設置		適 ・ 否	
11 車椅子使用者が円滑に操作できる位置の操作盤の設置		適 ・ 否	
12 視覚障害者が容易に操作できる構造の操作盤		適 ・ 否	
傾斜路	1 有効幅員100cm以上	cm	
	2 縦断勾配8%以下	%	
	3 横断勾配は設けない	適 ・ 否	

	4 二段式の手すり設置	適 ・ 否
	5 手すり端部に点字表示	適 ・ 否
	6 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	適 ・ 否
	7 勾配部分を容易に識別できる	適 ・ 否
	8 両側に立ち上がり部及び柵等の設置	適 ・ 否
	9 高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置	適 ・ 否
階段	1 有効幅員150cm以上	cm
	2 両側に二段式の手すり	適 ・ 否
	3 手すりの端部に点字表示	適 ・ 否
	4 回り段としない	適 ・ 否
	5 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	適 ・ 否
	6 段を容易に識別できるもの	適 ・ 否
	7 つまづきにくい構造	適 ・ 否
	8 両側に立ち上がり部及び柵等の設置	適 ・ 否
	9 柵等の設置(階段の下面と歩道等の路面との間が250cm以下の歩道等の部分への侵入を防ぐ場合)	適 ・ 否
	10 踊場の設置(高さが300cmを超える場合)	適 ・ 否
	11 踏み幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上	cm
屋根	1 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び歩行者の出入口に通じる一以上の通路に屋根を設ける	適 ・ 否
便所	1 出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を示すための点字による案内板等設置	適 ・ 否
	2 滑りにくい仕上げの床	適 ・ 否
	3 1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器等を設置	適 ・ 否
	4 手すりを設置する	適 ・ 否
	5 有効幅員は200cm以上	cm
	6 段差を設けない	適 ・ 否
	7 平坦で、滑りにくい床	適 ・ 否
	8 出入口の有効幅は80cm以上	適 ・ 否
	9 出入口に段を設けない(傾斜路を設置する場合を除く)	適 ・ 否
	10 出入口に案内標識を設置する	適 ・ 否
	11 出入口の戸の有効幅は80cm以上	cm
	12 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸	適 ・ 否
	13 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さ	適 ・ 否
	14 腰掛け便座及び手すりの設置	適 ・ 否
	15 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した水洗器具	適 ・ 否

移動等円滑化のために必要なその他の施設等	案内標識	1 点字、音声等により案内する設備のある案内標識の設置	適 ・ 否
	視覚障害者用誘導用ブロック	2 容易に識別できる色	適 ・ 否
		3 音声により視覚障害者を案内する設備を設置	適 ・ 否
	照明施設	4 歩道等、立体横断施設、バス停留所及び自動車駐車場への照明設置	適 ・ 否

様式第2号その3(第7条関係)

施設整備項目調査書(公園)

公園の名称		公園の面積	m ²
公園の所在地			
公園の種類			

整備項目	整備基準	整備状況
出入口	1 有効幅員120cm以上	cm
	2 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
	3 車止めの柵の間隔は、90cm以上	cm
	4 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保する	cm
通路	1 滑りにくい路面の仕上げ	cm
	2 有効幅員180cm以上	適 ・ 否
	3 縦断勾配5%以下	%
	4 横断勾配1%以下	%
	5 柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の設備の設置(転落のおそれのある場所)	適 ・ 否
	6 公園施設との接続	適 ・ 否
階段	1 手すりの設置	適 ・ 否
	2 手すり端部付近に点字の貼り付け	適 ・ 否
	3 回り段が無いこと	適 ・ 否
	4 滑りにくい路面の仕上げ	適 ・ 否
	5 つまづきにくい構造	適 ・ 否
	6 階段の両側に立ち上がり部の設置	適 ・ 否
	7 階段と傾斜路の併設	適 ・ 否
傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る)	1 幅は120cm以上	cm
	2 縦断勾配8%以下	%
	3 横断勾配は設けない	適 ・ 否
	4 滑りにくい路面の仕上げ	適 ・ 否
	5 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(高さが75cmを超える傾斜路の場合)	適 ・ 否

	6 両側に手すりの設置	適 ・ 否	
	7 傾斜路の両側に手すりの設置	適 ・ 否	
屋根付広場	1 出入口の幅は120cm以上	cm	
	2 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否	
	3 段と傾斜路の併設	適 ・ 否	
	4 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さの確保	適 ・ 否	
休憩所及び管理事務所	1 出入口の幅は120cm以上	cm	
	2 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否	
	3 段と傾斜路の併設	適 ・ 否	
	4 戸の幅は80cm以上	cm	
	5 容易に開閉して通過できる構造の戸	適 ・ 否	
	6 車椅子利用者の円滑な利用に適した構造のカウンター	適 ・ 否	
	7 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さの確保	適 ・ 否	
	8 便所	ア 滑りにくい表面の仕上げ	適 ・ 否
		イ 床置き敷き便器、壁掛式小便器の設置	適 ・ 否
		ウ 小便器に手すりを設置	適 ・ 否
		エ 出入口の幅は80cm以上	cm
		オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否
		カ 段と傾斜路の併設	適 ・ 否
		キ 標識の設置	適 ・ 否
		ク 戸の幅は80cm以上	cm
		ケ 容易に開閉して通過できる構造の戸	適 ・ 否
コ 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さの確保		適 ・ 否	
9 便房	ア 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否	
	イ 標識の設置	適 ・ 否	
	ウ 腰掛便座及び手すりの設置	適 ・ 否	
	エ 高齢者、障害者の円滑な利用に適した水洗器具の設置	適 ・ 否	

野外劇場、野外音楽堂	1 出入口	ア 出入口の幅は120cm以上	cm
		イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否
		ウ 段と傾斜路の併設	適 ・ 否
	2 出入口と車椅子使用者用観覧スペース及び便所戸の間を構成する通路	ア 幅は120cm	cm
		イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否
		ウ 段と傾斜路の併設	適 ・ 否
		エ 縦断勾配5%以下	%
		オ 横断勾配1%以下	%
		カ 滑りにくい路面の仕上げ	適 ・ 否
		キ 柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の設備の設置(転落のおそれのある場所)	適 ・ 否
	3 車椅子用観覧スペース	ア 車椅子用観覧スペースの設置	適 ・ 否
		イ 幅は90cm以上	cm
		ウ 奥行きは120cm以上	cm
		エ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
		オ 柵、その他の設備の設置(転落のおそれのある場所)	適 ・ 否
	4 便所	ア 滑りにくい表面の仕上げ	適 ・ 否
		イ 床置き敷き便器、壁掛式小便器の設置	適 ・ 否
		ウ 小便器に手すりを設置	適 ・ 否
		エ 出入口の幅は80cm以上	cm
		オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否
		カ 段と傾斜路の併設	適 ・ 否
		キ 標識の設置	適 ・ 否
		ク 戸の幅は80cm以上	cm
		ケ 容易に開閉して通過できる構造の戸	適 ・ 否
		コ 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さの確保	適 ・ 否

	5 便房	ア 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
		イ 標識の設置	適 ・ 否
		ウ 腰掛便座及び手すりの設置	適 ・ 否
		エ 高齢者、障害者の円滑な利用に適した水洗器具の設置	適 ・ 否
自動車駐車場	1 車椅子使用者用駐車部分の設置		適 ・ 否
	2 車椅子使用者用駐車部分の構造	ア 幅350cm以上	cm
便所	1 便所	イ 車椅子使用者用駐車部分である旨の表示	適 ・ 否
		ア 滑りにくい表面の仕上げ	適 ・ 否
		イ 床置き敷き便器、壁掛式小便器の設置	適 ・ 否
		ウ 小便器に手すりを設置	適 ・ 否
		エ 出入口の幅は80cm以上	cm
		オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否
		カ 段と傾斜路の併設	適 ・ 否
		キ 標識の設置	適 ・ 否
		ク 戸の幅は80cm以上	cm
		ケ 容易に開閉して通過できる構造の戸	適 ・ 否
	コ 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さの確保	適 ・ 否	
	2 便房	ア 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否
		イ 標識の設置	適 ・ 否
		ウ 腰掛便座及び手すりの設置	適 ・ 否
エ 高齢者、障害者の円滑な利用に適した水洗器具の設置		適 ・ 否	
掲示板及び標識	1 表示された内容が容易に識別できるもの	適 ・ 否	
	2 園路及び広場の出入口付近への設置	適 ・ 否	

様式第2号その4(第7条関係)

施設整備項目調書(建築物以外の路外駐車場)

路外駐車場の名称		面積	m ²
路外駐車場の所在地			

整備項目	整備基準		整備状況		
駐車場	1	車椅子使用者用駐車施設の設置	適 ・ 否		
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア	幅350cm以上	cm	
		イ	車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適 ・ 否	
		ウ	車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口に近い位置への路外駐車場移動等円滑化経路の設置	適 ・ 否	
	3 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路	ア	段を設けない(傾斜路を併設する場合を除く)	適 ・ 否	
		イ	出入口の幅は80cm以上	cm	
		ウ 通路	(ア)	幅は120cm以上	cm
			(イ)	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	適 ・ 否
		エ 傾斜路	(ア)	段に代わるものは120cm以上	cm
			(イ)	段に併設するものは90cm以上	cm
			(ウ)	勾配は12分の1以内	
			(エ)	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(高さが75cmを超える傾斜路の場合)	適 ・ 否
			(オ)	手すりの設置	適 ・ 否
		オ 歩行者用の出入口の構造	(ア)	有効幅員80cm以上	cm
	(イ)		車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適 ・ 否	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

住所
〔届出者〕 氏名
(法人の場合にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号
〔連絡先〕

特別特定施設新築等変更届出書

松江市ひとにやさしいまちづくり条例(平成20年松江市条例第36号)第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特別特定施設の所在地					
特別特定施設の種類	1 建築物 2 道路 3 公園 4 建築物以外の路外駐車場				
特別特定施設の名称					
主 要 用 途					
変更の内容	変 更 前				
	変 更 後				
変更に係る工事の 予 定 年 月 日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
※ 特別特定施設 届出の受付番号	第 号	年 月 日			

注1 変更に係る部分の施設整備項目調書(様式第2号)及び別表第3に掲げる図書を添付してください。

2 正本1部及び副本1部を提出してください。

3 「特別特定施設の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。

4 ※印のある欄は、記入しないでください。

年 月 日

(あて先)松江市長

住所
 [届出者] 氏名
 (法人の場合にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話番号
 [連絡先]

特別特定施設新築等完了届出書

松江市ひとにやさしいまちづくり条例(平成20年松江市条例第36号)第20条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特別特定施設の所在地					
特別特定施設の種類の種類		1 建築物 2 道路 3 公園 4 建築物以外の路外駐車場			
工事種別		1 新築又は新設 2 増築又は増設 3 改築又は改修 4 用途の変更 5 大規模の修繕 6 大規模の模様替			
特別特定施設の概要	建築物	名称	主要用途		
		構造	階数		地上 階・地下 階
	延べ面積	用途区分	新築等の部分	既存の部分	合計
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
		その他用途	m ²	m ²	m ²
		合計	m ²	m ²	m ²
	共同住宅	戸数・室数	戸・室		
	路外駐車場	用途面積	m ²	駐車台数	台
道路	延長 幅員	m(うち歩道延長 m) m(うち歩道幅員 m)			
公園	名称	種類	面積		
建築物以外の路外駐車場	名称	駐車台数		台	
		用途面積		m ²	
工事完了年月日	着手	年月日	完了	年月日	
※特別特定施設届出の受付番号		第 号	年 月 日		

注1 変更に係る部分の施設整備項目調査(様式第2号)及び別表第3に掲げる図書を添付してください。

- 2 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 3 「特別特定施設の種類の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

(あて先)松江市長

[届出者] 住所
氏名
(法人の場合にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

[連絡先]

特別特定施設適合状況報告書

松江市ひとにやさしいまちづくり条例(平成20年松江市条例第36号)第21条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

特別特定施設の所在地						
特別特定施設の種類の種類		1 建築物 2 道路 3 公園 4 建築物以外の路外駐車場				
工事種別		1 新築又は新設 2 増築又は増設 3 改築又は改修 4 用途の変更 5 大規模の修繕 6 大規模の様替				
特別特定施設の概要	建築物	名称	主要用途			
		構造	階数		地上 階・地下 階	
	延べ面積	用途区分	新築等の部分	既存の部分	合計	
			m ²	m ²	m ²	
			m ²	m ²	m ²	
			m ²	m ²	m ²	
		その他用途	m ²	m ²	m ²	
	合計	m ²	m ²	m ²		
	共同住宅	戸数・室数	戸・室			
	路外駐車場	用途面積	m ²	駐車台数	台	
道路	延長 幅員	m(うち歩道延長 m(うち歩道幅員 m)				
公園	名称	種類	面積			
建築物以外の路外駐車場	名称	駐車台数		台		
		用途面積		m ²		
※特別特定施設届出の受付番号		第 号 年 月 日				

- 注1 正本1部及び副本1部を提出してください。
- 2 「特別特定施設の種類の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 施設整備の計画がある場合は裏面も記載してください。
- 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

(裏 面)

整備計画項目	内容・時期等
1 廊下等	
2 階段・傾斜路	
3 便所	
4 駐車場	
5 敷地内の通路 (公園園路を含む)	
6 案内設備	
7 客席・客室	
8 浴室	
9 エレベーター	
10 その他	

整備計画がある場合は該当欄にその内容を記載してください。

様式第6号(第12条関係)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
松江市長		印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第2号その2（第7条関係）

様式第2号その3（第7条関係）

様式第2号その4（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第12条関係）